

岩手県次期総合計画

アクションプラン 【復興プラン（仮称）】 （中間案に向けた復興局原案）

※ この案における主な取組内容などの記載については、今後の事業内容の検討や予算編成の過程で変更が生じる可能性があるもの

はじめに

1 策定の趣旨

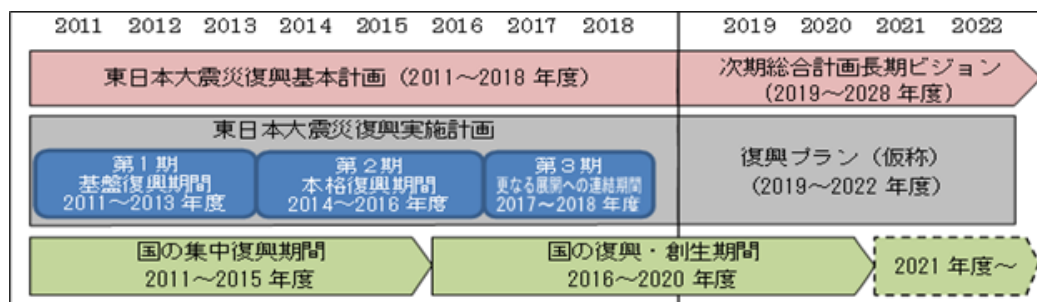
- 岩手県では、平成23年（2011年）4月に「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」を策定し、被災者の人間らしい「暮らし」「学び」「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障すること及び犠牲者の故郷への思いを継承することを、基本方針を貫く2つの原則と位置づけました。
- この原則を受けて、平成23年（2011年）8月に、「岩手県東日本大震災津波復興基本計画」を策定し、これまで、その具体的な施策や事業などを定めた復興実施計画に基づき、復興の取組を進めてきました。
 - ・ 第1期（2011年度から2013年度まで）は、「基盤復興期間」として、被災地域の復旧・復興の第一歩となる緊急的な取組を重点的に進めるとともに、本格的な復興に向けた復興基盤整備のための各種施策を実施しました。
 - ・ 第2期（2014年度から2016年度まで）は、「本格復興期間」として、復興まちづくりを進めるとともに、被災者の生活の安定と住宅再建、地域産業の再生など、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す各種施策を実施しました。
 - ・ 第3期（2017年度から2018年度まで）は、「更なる展開への連結期間」として、被災者＝復興者一人ひとりの復興を見守り、寄り添った支援を行うとともに、多様な主体の参画や交流、連携により、復興事業の総仕上げを視野に復興の先も見据えた地域振興にも取り組みました。
- これまでの8年間で災害廃棄物の処理、被災した漁船や養殖施設の整備などが完了したほか、復興道路や海岸保全施設の整備、災害公営住宅の整備、商業施設や水産加工施設の再開など、復興の歩みは着実に進んでいます。
- そして、これからは、復興計画期間に整備が完了しなかった一部の社会資本などについて、早期に整備を終わらせるとともに、被災者のこころのケアやコミュニティの形成支援、農林水産業や商工業の振興など、三陸地域の将来を展望しながら、必要な取組については継続して実施していく必要があります。
- また、発災から8年が経過し、記憶の風化も懸念される一方で、国内のみならず世界の防災力向上に貢献していくためにも、被災県として東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓や復興の姿を後世や国内外の人々に伝えていく必要があります。
- このプランにおいては、これまでの取組の成果を踏まえ、長期ビジョン第4章「復興推進の基本方向」に基づき、三陸のより良い復興の実現のために必要な事業を実施していきます。
 - ・ 具体的には、海岸保全施設を始めとする社会資本などの整備に係る事業については、2020年度までとされている国の復興・創生期間内の完了を目指して実施していきます。
 - ・ 被災者のこころのケアやコミュニティの形成支援、農林水産業や商工業の振興など、中長期

的な視点から必要な事業については、被災地の状況を踏まえながら、2020年度で区切ることなく、政策プランや地域プランに掲げる施策などと連携しながら、実施していきます。

- ・ 東日本大震災津波伝承館の運営のほか、防災教育の推進など、教訓の伝承に係る事業については、未来のために永続的に実施していきます。

2 プランの期間

- 2019年度から2022年度までの4年間をプランの期間とします。



3 プランの構成

- このプランは、これまでの取組の成果や復興に向けた課題などを踏まえ、県が、直接実施、あるいは補助、支援する取組、事業などを具体的に示すものです。
- 具体的には、「より良い復興～4本の柱～」（「安全の確保」「暮らしの再建」「なりわいの再生」「未来のための伝承・発信」）のもと、「防災のまちづくり」、「交通ネットワーク」、「生活・雇用」、「保健・医療・福祉」、「教育・文化・スポーツ」、「地域コミュニティ」、「市町村行政機能支援」、「水産業・農林業」、「商工業」、「観光」、「事実・教訓の伝承」、「復興情報発信」の12分野ごとに、計画期間に実施を予定している主な取組内容と事業を掲載します。

4 プランの推進

- このプランの推進に当たっては、政策プランや地域プランに掲げる施策などと連携しながら、沿岸・内陸一体となって、復興を推進していきます。
- また、有識者からの意見・提言を必要な復興施策に反映し、若者や女性の活躍を促進するなど、あらゆる世代、性別の方々の幅広い参画により復興の取組を推進していきます。
- さらに、国、市町村はもとより、関係団体、企業、NPOなどが実施する取組と連携を図りながら、官民協働による多様な力を結集して取組を推進していきます。

復興推進の取組

このプランにおいては、長期ビジョン第4章「復興推進の基本方向」に掲げる「復興の目指す姿」を実現するため、参画・交流・連携の視点を重視して、復興推進の取組を進めます。

（復興の目指す姿）

「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」

（復興の推進に当たって重視する視点）

- ① 参画 ～若者・女性などの参画による地域づくりを促進します～
 - ・ 復興まちづくりや地域コミュニティの再生、地域の産業の再建などの取組を進めるに当たっては、あらゆる世代、性別の方々の幅広い参画が重要です。
 - ・ 特に、次世代を担う若者や女性の参画を進めながら、住民一人ひとりが復興の主演となり、活躍できる地域づくりを促進していきます。
- ② 交流 ～人やモノの交流の活発化による創造的な地域づくりを促進します～
 - ・ 地域資源を生かした観光振興や地域経済の活性化などの取組を進めるに当たっては、交流人口や物流の拡大が重要です。
 - ・ 新たな交通ネットワークと交流拠点を活用し、地域内外、国内外で、人やモノが行き交う多様な交流の活発化により、創造的な地域づくりを促進していきます。
- ③ 連携 ～多様な主体が連携し、復興などの取組を推進します～
 - ・ 官民が協働し、多様な力を結集した復興の取組を進めるに当たっては、国、市町村はもとより、各分野や地域などの関係団体、企業、NPO、高等教育機関などあらゆる主体、地域、世界との連携が重要です。
 - ・ 復興の取組を通して培ったつながりや絆を財産に、連携を強化し、持続的な仕組みとして展開しながら、復興や地域の課題解決に取り組みます。

I 安全の確保

1 防災のまちづくり

「津波対策の基本的考え方」を踏まえた多重防災型まちづくりにより、津波などの自然災害による被害を最小限に抑え、どのような場合でも人命と暮らしを守る安全で安心な防災都市・地域づくりを推進します。

また、住民の故郷への思いや地域の歴史、文化・伝統を踏まえた住民主体の新しいまちづくりを推進します。

取組項目	主な取組内容
1 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	① 復興まちづくりと一体となった海岸保全施設、道路などの整備の推進
	② 再生可能エネルギーの導入の促進
	③ 復興まちづくりに対する支援
	④ 地域コミュニティにおける防災体制の強化
	⑤ 広域的な防災体制の強化
	⑥ 被災者の安全・安心の確保
	⑦ 放射線影響対策の推進
2 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり	① 防災文化の醸成と継承
	② 豊かで快適な生活環境づくりの推進

主な取組内容

取組項目NO.1 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

① 復興まちづくりと一体となった海岸保全施設、道路などの整備の推進

- ・ 津波による被害を最小限に抑えるため、水門・陸こう自動閉鎖システムを備えた防潮堤等の海岸保全施設の復旧・整備を推進します。
- ・ 津波により浸水した道路について、市町村の復興まちづくりと一体となった整備を推進します。
- ・ 東日本大震災津波で被害を受けたライフライン施設の復旧・整備を支援するとともに、その計画的な耐震化対策の取組を促進します。

② 再生可能エネルギーの導入の促進

災害時にも対応できる自立・分散型エネルギー供給体制を構築するため、防災拠点や被災家屋への太陽光発電等の導入を促進するとともに、市町村等の地域のエネルギー供給体制の構築に向けた取組を支援します。

③ 復興まちづくりに対する支援

コミュニティ形成を始めとする復興まちづくりの進捗が図られるよう、まちづくりや景観等に関する専門家をアドバイザーとして派遣することにより、復興まちづくりに取り組む団体等

を支援します。

④ 地域コミュニティにおける防災体制の強化

- ・ 自主防災組織の組織率向上・活性化を図るため、地域防災サポーター制度を活用した活動支援、自主防災組織のリーダー研修会や活性化研修会によるネットワーク化の促進、防災士制度を活用した中核人材の育成などの取組を推進します。
- ・ 消防職団員の確保を進めるため、「いわて消防団応援の店登録事業」による消防団員の加入促進、機能別団員制度の導入促進、女性消防職団員の加入促進や、女性消防職員の活躍・キャリア形成支援などの取組を推進します。

⑤ 広域的な防災体制の強化

- ・ 広域防災拠点機能の充実による広域的な防災体制の構築、災害情報の効果的な収集及び伝達体制の整備により、防災体制を充実・強化します。
- ・ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」や「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、県の枠を越えた広域的な防災体制を充実・強化します。

⑥ 被災者の安全・安心の確保

- ・ 被災者の安全・安心が確保されるよう、警察官による応急仮設住宅や災害公営住宅への訪問活動や、交番・駐在所連絡協議会の活動を通じて被災者に寄り添いながら、各種事件・事故の未然防止、復興に乗じた犯罪の取締り等を推進します。
- ・ 犯罪や交通事故のない地域社会づくりに向けた住民の自主的な取組を支援するため、被災地において防犯座談会などを実施します。
- ・ 三陸沿岸道路等の延伸に伴い、交通量の増加が見込まれること、沿岸5警察署の死亡事故率が高い状況となっていることから、沿岸地域の交通の安全が図られるよう、高速道路交通警察隊の体制を強化するとともに、復興関連事業所等の運転者に対し講習効果の高い運転者疑似体験型教育装置等を活用した安全教育を推進します。

⑦ 放射線影響対策の推進

原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響を把握するため、放射線量などの測定調査を行い情報提供します。

取組項目NO.2 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり

① 防災文化の醸成と継承

- ・ 災害の歴史から学び、記憶や経験を語り継ぎ、将来に生かすため、高田松原津波復興祈念公園内に東日本大震災津波伝承館を整備し、展示及び教育・普及の事業を実施します。
また、大学、類似施設、被災地をはじめとする県内各地域等と連携し、防災文化の効果的な醸成と継承を図ります。
- ・ 県をはじめ、国、市町村、民間団体等から収集した震災津波関連資料をインターネットで検索・閲覧できるアーカイブシステム「いわて震災津波アーカイブ～希望～」の活用を促進します。

② 豊かで快適な生活環境づくりの推進

- ・ 沿岸地域の住民が快適な生活を送ることができるよう、東日本大震災津波で被害のあったライフライン施設の復旧・整備を支援します。

- ・ ユニバーサルデザインの考え方の浸透が図られるよう、地域住民を中心に「ひとにやさしいまちづくり条例」の理念や制度を周知し、ひとにやさしいまちづくりを推進します。

構成事業の概要と実施年度

取組項目NO.1 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

取組項目NO.2 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業
- 復興の取組として永続的に実施する事業

構成事業の概要と実施年度のイメージ

■取組項目

取組項目ごとに事業を位置付け

事業を①2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業②2021年度以降も当面の間継続する事業、③復興の取組として永続的に実施する事業に分類

取組項目

○ 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業

No.	事業名	事業主体	事業概要	実施年度					
				計画期間					
				～2018	2019	2020	2021	2022	2023～
1	多重防災型まちづくり推進事業 ・海岸保全施設等整備事業	県	東日本大震災津波によって破壊された防潮堤等の海岸保全施設の復旧を図るとともに、市町村の復興まちづくりと一体となった防潮堤や水門等の自動閉鎖システムの整備等を実施 ・津波防災施設の整備延長：●km (全体：▲km/復興計画期間：) ・海岸水門等の遠隔操作化等 (全体：)						

■実施年度
事業ごとに実施年度を記載

■事業概要
○ 事業ごとに次の期間に実施を予定している事業の概要を記載
・ 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
⇒ 2019年度、2020年度の概要
・ 2021年度以降も当面の間継続する事業 ⇒ 2019年度、2020年度の概要
・ 復興の取組として永続的に実施する事業 ⇒ 2019年度～2022年度の概要
○ 上記の期間における計画値を記載（社会資本の整備事業等については、事業全体の計画値及び復興計画期間における実績値も記載）
例：事業全体の計画値が20か所で、復興計画期間の実績が15か所、計画値が5か所の場合
事業箇所：5か所（全体：20か所/復興計画期間：15か所）

■事業主体
県が直接実施、あるいは補助、支援する事業の実施主体を記載

○ 2021年度以降も当面の間継続する事業

No.	事業名	事業主体	事業概要	実施年度					
				計画期間					
				～2018	2019	2020	2021	2022	2023～
1	いわて子どものこころのサポート事業	県、市町村	幼児児童生徒の適切な心のサポートを図るため、組織的・継続的に学校を支援 ・スクールカウンセラー等を活用した支援を行う市町村数：33市町村/年（2019,2020）						

■事業名
例：○○事業（再掲）
【凡例】
○○：事業名や取組の名称（再掲）：再掲事業

国の復興・創生期間終了後の事業内容については、今後の復興状況や国の動向を踏まえて決定

○ 復興の取組として永続的に実施する事業

No.	事業名	事業主体	事業概要	実施年度					
				計画期間					
				～2018	2019	2020	2021	2022	2023～
1	いわての復興教育推進事業	県、市町村	郷土を愛し、岩手の復興・発展を支える人材を育成するため、「いわての復興教育」の活動を支援 ・「いわての復興教育」に取り組んでいる市町村数：33市町村/年 ・教育計画に「いわての復興教育」を具体的に取り入れている学校の割合：100%/年						

終期を設定せず、継続して事業を実施

※ 復興プランの構成事業については、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行っていくこと。

※ 特に、2021年度以降の事業の実施及び事業内容については、今後の復興状況や国の動向を踏まえて決定するものであることから、内容に変更が生じる場合があること。

I 安全の確保



2 交通ネットワーク

災害時などの確実な緊急輸送や代替機能を確保した信頼性の高い道路ネットワークの構築と、人員・物資の輸送を支える港湾の機能強化により、災害に強い交通ネットワークの構築を推進します。

取組項目	主な取組内容
3 災害に強い交通ネットワークの構築	① 復興道路等の整備の推進
	② 湾口防波堤等の整備の推進

主な取組内容

取組項目NO. 3 災害に強い交通ネットワークの構築

① 復興道路等の整備の推進

信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路などの高規格幹線道路や地域高規格道路の整備、復興道路等における交通支障箇所の解消、橋梁の耐震化、道路防災施設の整備を推進します。

② 湾口防波堤等の整備の推進

人員・物資の輸送を支える港湾の機能強化を図るため、湾口防波堤等の整備を推進します。

構成事業の概要と実施年度

取組項目NO. 3 災害に強い交通ネットワークの構築

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

Ⅱ 暮らしの再建

1 生活・雇用

被災者が安定した生活に戻れるよう、まちづくりと一体となった安全で良質な住宅や宅地の供給を進めるとともに、住宅再建・確保に際して様々なニーズに対応するための相談対応を行います。

また、内陸地域と沿岸地域との連携の下に地域の産業振興を図り、若者・女性・高齢者・障がい者を含め安定的な雇用の場を確保します。

取組項目	主な取組内容
4 被災者の生活の安定と住環境の再建などへの支援	① 被災者に対する恒久的な住宅の供給
	② 被災者による住まいの再建の促進
	③ 地域公共交通の確保
5 雇用の確保と就業支援	① 産業振興による雇用の確保
	② 安定的な雇用の促進
	③ 雇用・労働環境の整備の促進
	④ 県内就業及びU・Iターンによる人材確保の推進
	⑤ 女性・若者・障がい者などへの職業能力開発の支援

主な取組内容

☆：主に政策プランと連携して取り組む項目

取組項目NO. 4 被災者の生活の安定と住環境の再建などへの支援

① 被災者に対する恒久的な住宅の供給

住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、内陸を含む災害公営住宅を早期に完成させ、被災者に対して恒久的な住宅を供給します。

② 被災者による住まいの再建の促進

- 被災者による住まいの再建を促進するため、引き続き市町村と連携して、県内で自宅が全壊（半壊解体含む。）した被災世帯に対し、持ち家による住宅再建を支援します。
- 被災者の住宅再建や再建後の安定した生活に向けた支援や相談を実施します。

③ 地域公共交通の確保

- 被災地における地域公共交通が確保されるよう、県及び市町村が連携して、住民の重要な生活の足であるバス路線の維持を図るための支援を行います。
- 交通事業者による安全運行の確保や施設・設備等の老朽化対策、経営改善及びサービス向上の取組に対する支援を行います。
- 市町村におけるコミュニティバスの運行等による地域内交通の改善や再編などの取組に対する支援を通じて、住民のニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの構築を促進します。
- 三陸鉄道の地元利用を促進するため、県、沿線市町村等で構成される三陸鉄道強化促進協議会などを通じてマイレール意識を醸成するなど、モビリティ・マネジメントの活用により

県民意識の変化を促しながら地元利用の促進を図ります。

取組項目NO. 5 雇用の確保と就業支援

① 産業振興による雇用の確保

多様な就業の場を確保するための新規誘致や既立地企業の業容拡大に加え、地域全体の産業競争力の強化のため、地場企業を含めた生産性・技術力の向上や人工知能（A I）・I o Tなどの導入を支援しながら、地域産業の高度化に取り組むとともに、事業主に対し、計画的な人材育成や職場環境整備などのための支援を行い、産業振興による雇用の確保を図ります。

② 安定的な雇用の促進 ☆

安定的な雇用に向けた企業活動の支援や、農林水産業への新規参入の促進、医療・福祉分野における人材確保など、各分野での安定的な雇用確保の取組を推進します。

③ 雇用・労働環境の整備の促進 ☆

- ・ 「いわてで働こう推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正などの働き方の改善に取り組み、魅力ある職場づくりを進めます。
- ・ 年齢、性別、障がいの有無を問わず、全ての人が働きやすい職場づくりを促進するため、セミナーの開催などを通じて、労働関係法令に関する知識の普及を図ります。
- ・ いわて働き方改革サポートデスクを設置し、企業等からの相談にきめ細かく対応するとともに、助成制度等により、県内各企業等における計画的・自律的な働き方改革の取組を促進します。
- ・ 働き方改革診断ツールや従業員満足度調査等の導入など、企業の自主的な取組を促進する仕組みづくりを進めます。
- ・ ライフステージやライフスタイルに合わせて働き続けることができるよう、短時間勤務や副業など、多様な働き方ができる環境整備を促進します。
- ・ 若者、女性、高齢者、障がい者等のあらゆる人がもてる労働力を最大限に発揮することを可能とするダイバーシティ経営の導入を促します。
- ・ いわて女性活躍企業等認定制度をさらに普及するなど、女性が活躍できる職場環境づくりを促進します。

④ 県内就業及びU・Iターンによる人材確保の推進 ☆

- ・ 高校生や大学生をはじめとする若者や女性の地元定着を図るため、「いわてで働こう推進協議会」を主体として県内就業の拡大を図り、就職に関する地元ファースト、岩手ファーストといった意識改革に取り組みます。
- ・ 学校・ハローワーク・企業等と連携しながら、就業支援員等による学校や企業訪問・相談を通じて、高校生の就職を支援するとともに、就職後も定着できるよう支援します。
- ・ 若者に県内の仕事や企業について関心を持ってもらうため、小中学生向けの職業体験や職業観を醸成する出前授業に加え、保護者への企業説明会等、県内の産業・企業に関する情報発信を広く展開します。
- ・ ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェ等を拠点として、キャリアカウンセリングや研修等により若者や女性の就職活動や職場定着を支援します。
- ・ 若者の早期離職の防止のため、高校生と県内若手社員との交流会や経営者等への若手社員の育成スキル向上のためのセミナーの開催など、仕事に関する若者の認識と企業での業務内容の

ミスマッチを解消する取組を進めます。

- ・ 県内企業の深刻な人手不足の対応として、県内外からの人材確保や、企業の採用力強化を図るため、「岩手U・Iターンクラブ」加盟大学等の協力を得ながら、学生へのU・Iターンに関する相談対応や職業紹介を行うとともに、県内企業の情報発信や就職情報サイトの活用を支援します。

また、(公財)ふるさといわて定住財団の行う就職面接会やU・Iターンフェアと連携しながら、県内企業の採用活動を支援します。

- ・ 学生等のU・Iターン就職を促進するため、インターンシップや就職活動等への支援を強化します。
- ・ 本県出身者をはじめとする首都圏等の在住者に対し、訴求力の高い広報媒体を活用して岩手の産業や暮らし・文化等の魅力を発信するとともに、岩手県U・Iターンセンターの機能を拡充して支援体制を強化することにより、本県へのU・Iターン就職や移住・定住を促進します。

⑤ 女性・若者・障がい者などへの職業能力開発の支援 ☆

- ・ 育児に配慮した託児サービス付き訓練を実施するなど、女性の再就職を支援するとともに、就職につながりやすい国家資格の取得を目指す訓練コースなど、雇用情勢や産業政策、企業ニーズを踏まえた職業訓練等の就業支援を実施します。
- ・ 女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の職業能力開発や就業支援などを行うとともに、関係団体と緊密に連携し、情報共有や意見交換を行うなど業種を越えた活躍する女性のネットワークづくりを進めます。
- ・ 障がいの態様に応じた多様な訓練を実施し、障がい者の就職を支援します。
- ・ 在職者の技能向上を促進するため、企業ニーズを踏まえた在職者訓練を実施するとともに、職業能力開発に関する情報提供、相談・援助を行います。
- ・ 高度な技能を継承する技能者を育成するため、全国レベルの競技大会への参加やものづくりマイスター制度の活用を促進するとともに、技能検定制度等の職業能力評価制度の普及を促進します。
- ・ 県立職業能力開発施設において、時代の変化や地域社会のニーズに対応した体制整備を推進し、将来の本県産業を担う人材を育成するとともに、就職を希望する学生の県内就職を促進します。

構成事業の概要と実施年度

取組項目NO. 4 被災者の生活の安定と住環境の再建などへの支援

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

Ⅱ 暮らしの再建

2 保健・医療・福祉

被災者の心身の健康を守るため、医療機関や社会福祉施設などについて機能の充実を図るとともに、きめ細かな保健活動やこころのケア、保護を必要とする子どもの養育支援などを実施します。

また、新たなまちづくりにおいて質の高い保健・医療・福祉サービスを継続的に提供する体制を整備します。

取組項目	主な取組内容
6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備	① 質の高い医療が受けられる体制の整備
	② 医療を担うひとづくり
	③ 地域包括ケアのまちづくり
	④ 高齢者が安心して暮らすことのできる体制の整備
	⑤ 障がい者が安心して生活できる体制の整備
7 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童への支援	① 被災者の健康の維持・増進
	② 被災者のこころのケアの推進
	③ 要保護児童への支援

主な取組内容

☆：主に政策プランと連携して取り組む項目

取組項目NO. 6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

① 質の高い医療が受けられる体制の整備 ☆

- ・ 再建した医療提供施設の機能充実を図るため、県内の各拠点施設の機能充実と連携強化に取り組めます。
- ・ 高度・専門・救急医療の確保を図るため、がん診療連携拠点病院等の機能強化の支援、小児救急医療対策の充実及び救命救急センターへの支援を進めるほか、ドクターヘリの安全かつ円滑な運航に取り組めます。
- ・ リスクに応じた適切な周産期医療を提供するため、周産期母子医療センターの機能強化や、「周産期医療情報ネットワーク」などの情報通信技術（ICT）等の活用による周産期医療機関の機能分担、連携及び救急搬送体制の充実強化を一層進めます。
- ・ 災害時において必要な医療を提供するため、災害拠点病院等の耐震化及び教育研修や訓練による災害時の対応力の向上に取り組むほか、災害医療コーディネーターの活用やDMATを始めとする各医療支援チーム等の活動調整機能の強化に取り組めます。
- ・ 情報通信機器を活用した画像診断など、遠隔地からの専門医師による診療支援に取り組めます。

② 医療を担うひとづくり

- ・ 岩手県医師確保対策アクションプランに基づき、医学部に入学した学生に対する修学資金の貸与や地域医療支援センターの活用等により、医師養成や臨床研修の体制の充実を進め、医師

の確保と定着を図ります。

- ・ 医師養成事業による養成医師の被災した沿岸地域などへの計画的な配置・派遣調整や地域病院等への診療応援などにより、医師の地域偏在・診療科偏在の改善に取り組みます。
- ・ いわて看護職員確保定着アクションプランに基づき、県内での就職を希望する看護学生に対して修学資金を貸与するなどの取組を進め、被災した沿岸地域をはじめとする県内の看護職員の確保と定着を図るほか、復職を希望する看護師や歯科衛生士の再就業支援などにより医療関係従事者の確保に取り組みます。
- ・ 被災地域を含む地域病院への即戦力医師の招聘を推進するとともに、全国の医療関係団体の協力を得て、必要な医療機関に医師等の派遣調整を行います。

③ 地域包括ケアのまちづくり ☆

- ・ 介護予防に資する住民主体による通いの場の創出や、リハビリテーション専門職の参画による介護予防の機能強化を支援し、高齢者の自発的な参加意欲に基づく、継続性のある、効果的な介護予防の取組を促進して、健康寿命の延伸を図ります。
- ・ 介護や生活支援等が必要になっても、安心して暮らすことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を支援します。

④ 高齢者が安心して暮らすことのできる体制の整備 ☆

- ・ 居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援するとともに、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の計画的な整備を促進します。
- ・ 介護人材の確保を進めるとともに、介護職員がやりがいをもって働けるよう、労働環境や処遇の改善を図ります。
- ・ 質の高いサービスが提供されるよう、研修等を充実し、介護職員の資質の向上を図るとともに、介護サービス事業者の育成を図ります。

⑤ 障がい者が安心して生活できる体制の整備 ☆

- ・ すべての障がい者が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら、安心して生活できるよう、グループホーム等の住まいの場を確保するとともに、訪問系サービスや日中活動系サービス等の基盤整備を、市町村や事業所と連携しながら進めます。
- ・ 障がい者のニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 障がい福祉サービス事業所が復興期において安定した運営ができるようにするため、「障がい者就労支援振興センター」において、事業所の活動を支援します。
- ・ 障がい児とその家族の多様なニーズに対応した療育が受けられるよう被災地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携した地域療育ネットワークの構築と機能の充実を支援します。
- ・ 被災地域における障がい児の専門的な相談支援体制を強化するため、「発達障がい沿岸センター」において、沿岸被災地の保護者等への相談支援、支援機関への専門的な助言・指導を実施します。

取組項目NO. 7 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童への支援

① 被災者の健康の維持・増進

- 被災者の健康の維持・増進を図るため、市町村が実施する被災者への健康相談や保健指導、栄養指導等の保健活動や健康づくり事業を支援します。
- 被災地における健康支援活動が円滑に実施されるよう、保健師等の人材の確保等に係る支援に取り組みます。

② 被災者のこころのケアの推進

- 被災者のこころのケアに中長期的に取り組むため、岩手県こころのケアセンターにおいて専門的な精神的ケアを引き続き実施します。
- 民間団体による傾聴サロン等の開設を支援するなど震災関連の自殺を防ぐための取組を官民一体となって実施します。
- 被災児童等のこころのケアに中長期的に取り組むため、いわてこどもケアセンターにおいて、被災児童の専門的な精神的ケアを引き続き実施します。

③ 要保護児童への支援

- 被災孤児・遺児の状況把握を継続し、児童相談所による被災孤児に対する情報提供、里親に対する訪問支援等を実施します。
- 被災児童等に対して適切な養育等が行われるよう、保育所職員、市町村職員、保護者等への研修を実施します。
- 「いわての子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てるよう、子どもの貧困対策に向けて、学習環境の整備や福祉部門との連携強化などの教育の支援、相談事業の充実などの生活の支援、金銭の給付や奨学金の貸与などの経済的支援等に取り組みます。
- 児童虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実及び再発防止のため、市町村の児童家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた取組を支援するとともに、児童相談所の体制強化や関係機関との連携に努めます。

構成事業の概要と実施年度

取組項目NO. 6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

次の区分ごとに事業一覧を記載する

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

取組項目NO. 7 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童への支援

次の区分ごとに事業一覧を記載する

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

Ⅱ 暮らしの再建

3 教育・文化・スポーツ

学校、家庭、地域が協働して子どもたちの心のサポートを行うとともに、東日本大震災津波の体験を踏まえた防災教育や復興に対する自己のあり方などを総合的に学ぶ全県的な教育プログラムを進めることにより、子どもたち一人ひとりの学びの場の充実を図ります。

また、生きる活力を生み出し、地域の誇りや愛着を深めるため、文化芸術・スポーツ活動の振興や伝統文化などの保存・継承を支援します。

取組項目	主な取組内容
8 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	① 幼児児童生徒の心のサポート
	② 安心して学べる環境の整備
	③ 「いわての復興教育」の推進
9 文化芸術環境の整備や伝統文化などの保存と継承	① 文化芸術施設の機能回復への支援
	② 文化芸術の鑑賞・発表機会の提供
	③ 伝統文化の保存継承と情報発信
	④ 地域における文化財の保存・継承の推進
10 社会教育・生涯学習環境の整備	① 社会教育等の中核を担う人材の育成
11 スポーツ・レクリエーション環境の整備とスポーツを生かした交流の推進	① スポーツ・レクリエーション施設の整備の推進
	② スポーツを楽しむ機会の提供
	③ ラグビーワールドカップ2019 TM 釜石開催などの機会を生かした人的・経済的な交流の推進

主な取組内容

☆： 主に政策プランと連携して取り組む項目

取組項目NO. 8 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

① 幼児児童生徒の心のサポート

被災した幼児児童生徒の適切な心のサポートを図るため、スクールカウンセラーの派遣等を通じて組織的・継続的に学校を支援します。

② 安心して学べる環境の整備

- ・ 生徒が安心して教育を受けられるよう、被災した県立学校のグラウンドなどの附帯施設を復旧するとともに、被災した市町村立学校の附帯施設や私立学校等の施設の復旧を支援します。
- ・ 被災した児童生徒へのきめ細かな支援や学校復興のため、教職員の加配が必要な小・中学校や県立学校について、教職員を適切に配置します。
- ・ 児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化を踏まえ、学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みます。
- ・ 学校安全計画に基づく事故等の未然防止策等が徹底されるよう、教職員への研修や訓練を行

います。

- ・ 通学時の児童生徒の安全が確保されるよう、保護者、地域住民、関係機関等の協力を得ながら、スクールガード等による通学時の見守りや通学路の定期的な点検を行うとともに、児童生徒に対して、安全に関する必要な知識・技能を身につけさせるための安全教育に取り組みます。
- ・ 被災した児童生徒等が安心して学ぶことにより希望する進路を実現できるよう、いわての学び希望基金の活用などを通じて、就学支援等の充実を図ります。

③ 「いわての復興教育」の推進

- ・ 震災の経験や教訓を学校教育に生かし、岩手の復興・発展を支える子どもたちを育成するため、内陸部と沿岸部の学校間、小・中・高・特別支援学校の異校種間の交流による被災地訪問学習や、家庭・地域・関係機関と連携した取組の充実を図ります。
- ・ 震災後の記憶の風化をはじめ、様々な社会状況の変化に対応し、復興教育を充実させるため、「いわての復興教育」プログラムの見直しによる副読本の改訂や、「いわて復興教育」の実践発表会の開催など、教科横断的な復興教育を推進します。
- ・ 自他の命を守る力を子どもたちに育むため、地域の状況に応じ、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、県内全ての学校で子どもたちの発達段階に応じた防災教育に取り組みます。

取組項目NO. 9 文化芸術環境の整備や伝統文化などの保存と継承

① 文化芸術施設の機能回復への支援

被災地域における文化芸術環境の整備を図るため、被災した文化芸術施設の機能回復を支援します。

② 文化芸術の鑑賞・発表機会の提供 ☆

- ・ 被災した児童生徒が文化芸術に親しむことができるよう、優れた文化芸術に触れる機会を提供します
- ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。
- ・ 海外との文化交流を生かして地域の文化芸術活動の盛り上げを図るため、東日本大震災津波からの復興の取組を契機とした海外との絆を生かし、国際音楽祭などの文化イベントを展開します。

③ 伝統文化の保存継承と情報発信 ☆

- ・ 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体等の活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。
- ・ 民俗芸能の保存・継承及び後継者の育成を促進するため、市町村や関係団体と連携し、民俗芸能団体への支援を行います。
- ・ 民俗芸能など伝統文化を活用した交流人口の拡大を図るため、市町村や民俗芸能団体と連携し、訪日外国人等向けに本県が誇る民俗芸能の魅力を発信します。

④ 地域における文化財の保存・継承の推進

- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護や、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財の保護・伝承を行うため、歴史的価値などの調査を進めるとともに、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組みます。

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、東日本大震災津波により被災した市町村の博物館などが所蔵する文化財等（古文書、生物標本等）の修復や安定的な保管を支援します。

取組項目NO. 10 社会教育・生涯学習環境の整備

① 社会教育等の中核を担う人材の育成

沿岸地域における県民の生涯を通じた学習活動を支援するため、公民館の社会教育指導員や地域学校協働活動推進員などの指導者研修会を開催するとともに、研修会での交流などを通じた指導者相互のネットワーク化を図り、社会教育の中核を担う人材を育成します。

取組項目NO. 11 スポーツ・レクリエーション環境の整備とスポーツを生かした交流の推進

① スポーツ・レクリエーション施設の整備の推進

県民が被災地域においてもスポーツに親しむことができるよう、被災したスポーツ・レクリエーション施設の整備を推進します。

② スポーツを楽しむ機会の提供 ☆

- ・ 被災した児童がスポーツを楽しむことができるよう、大会参加に向けて必要な支援をします。
- ・ 子どもから高齢者まで幅広い年代の健康づくりと体力向上のため、スポーツ医・科学の知見に基づく運動プログラムを提供します。
- ・ あらゆる年代でスポーツへの参加機運の醸成を図るため、学校、地域、家庭等と連携し、運動習慣の定着化に向けた取組を幅広く展開します。

③ ラグビーワールドカップ2019TM釜石開催などの機会を生かした人的・経済的な交流の推進 ☆

- ・ ラグビーワールドカップ2019TMや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、市町村・関係団体等と連携を強化し、開催準備や公認・事前キャンプの誘致、ホストタウン登録等に取り組むとともに、大会終了後の人的・文化的交流の発展につながるよう、キャンプ・ホストタウンの相手国との交流事業やキャンプの継続に向けた取組を促進します。
- ・ スポーツによる交流人口の拡大を図るため、いわてスポーツコミッションを中心に様々なスポーツ大会・合宿等の誘致に取り組めます。

特に、ラグビーワールドカップ2019TMの拠点である釜石鵜住居復興スタジアムにおいて、これまでの国内外とのつながりなどのレガシーを継承し、スポーツイベントを展開していきます。

構成事業の概要と実施年度

取組項目NO. 8 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業
- 復興の取組として永続的に実施する事業

取組項目NO. 9 文化芸術環境の整備や伝統文化などの保存と継承

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

取組項目NO. 10 社会教育・生涯学習環境の整備

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

取組項目NO. 11 スポーツ・レクリエーション環境の整備とスポーツを生かした交流の推進

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

Ⅱ 暮らしの再建

4 地域コミュニティ

住民相互のコミュニケーションを維持するとともに、地域の結束力が更に強まるよう、復興のステージに応じた地域コミュニティ活動の環境を整備します。

また、全ての人が孤立せず、安心して地域で生活できるよう、高齢者や障がい者を住民相互で支え合う、福祉のまちづくりの観点も取り入れながら、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を支援します。

さらに、被災地域等の住民、地縁組織、NPO、企業など多様な主体が連携し、市町村と協働して進める復興のまちづくりを支援します。

取組項目	主な取組内容
12 地域コミュニティの再生・活性化	① 被災地域での地域課題の解決に向けた活動に対する支援
	② 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進
	③ 新たなコミュニティ形成の支援

主な取組内容

☆：主に政策プランと連携して取り組む項目

取組項目NO. 12 地域コミュニティの再生・活性化

① 被災地域での地域課題の解決に向けた活動に対する支援

- 復興支援活動を行うNPOなどが行う被災者の暮らしの再建や地域コミュニティの再生・活性化のための取組を支援します。
- 震災復興や地域づくり等に関し、若者が活躍し、自己実現を果たすことができる社会となるよう、若者団体が実施する地域課題の解決や地域の元気創出に資する取組を支援します。

② 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進 ☆

- 身近な地域で保健・福祉に関する相談や支援を一体的に受けられるよう、市町村における、様々な福祉課題に対応する総合相談窓口の整備や、年齢や障がいの有無によらず必要な支援が包括的に提供される支援体制づくりを促進します。
- 市町村、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、地域の多様な福祉ニーズに対応する地域福祉活動コーディネーターや、地域福祉活動の担い手となる福祉ボランティアを育成します。
- 被災者が応急仮設住宅等において孤立することがないように、福祉学習など地域を支える人づくりを進め、住民同士の見守りや生活支援相談員による見守り活動、ボランティア活動など、住民相互に生活を支え合う仕組みづくりを促進します。

③ 新たなコミュニティ形成の支援

- 被災者の生活再建先におけるコミュニティ形成が円滑に進むよう、市町村や被災者支援を行う民間団体などの調整役となるコーディネーターを配置して助言等を行います。

また、市町村間の情報共有を図るなどにより、市町村におけるコミュニティ形成に向けた取組を支援します。

- ・ 災害公営住宅のコミュニティ形成が円滑に進むよう、コミュニティ支援員を配置し、入居者の自治会活動等を支援します。

構成事業の概要と実施年度

取組項目NO. 12	地域コミュニティの再生・活性化
-------------------	------------------------

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

Ⅱ 暮らしの再建



5 市町村行政機能支援

地域住民の安全・安心の確保のため、市町村の行政機能の向上と、市町村による新しいまちづくりの推進を支援します。

取組項目	主な取組内容
13 行政機能の向上	① 被災市町村への職員派遣に係る調整
	② 応援職員のサポート
	③ 復興事業に当たっての助言
	④ 復興の先を見据えた支援

主な取組内容

取組項目NO. 13 行政機能の向上

① 被災市町村への職員派遣に係る調整

復興事業を着実に推進するため、被災市町村に対し、県職員の派遣による人的支援のほか、県内外の自治体等からの職員派遣の調整など、被災市町村の意向を踏まえながら、復興事業の進捗に合わせた人材確保に取り組みます。

② 応援職員のサポート

応援職員が新しい職場や生活環境の中で安心して業務に専念できるよう、メンタルヘルスケア研修会やフォローアップ面談等を実施し、メンタルヘルスケア等のサポートを行います。

③ 復興事業に当たっての助言

市町村が復興計画に基づく事業を実施するに当たって、必要に応じて市町村に技術的な助言などを行います。

④ 復興の先を見据えた支援

被災地において県民サービスが円滑に提供されるよう、市町村との意見交換を通じ、課題を共有しながら、必要な助言と支援を行います。

構成事業の概要と実施年度

取組項目NO. 13 行政機能の向上

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

Ⅲ なりわいの再生

1 水産業・農林業

地域に根ざした水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業について、新たな交通ネットワークを生かしながら、漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の構築と、産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に推進します。また、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場などの整備や海岸保全施設の復旧・整備を推進します。

沿岸の地域特性や地域づくりの方向性などを踏まえた園芸産地の形成など、生産性・収益性の高い農林業を実現します。また、地域の防災対策を踏まえた防潮林の復旧・整備を推進します。

取組項目	主な取組内容
14 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築	① 水産資源の回復と持続的利用
	② 経営力の高い経営体の育成
	③ 意欲のある就業者の確保・育成
15 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築	① 被災した水産加工業者に対する支援
	② 水産物の販路の開拓・拡大の推進
	③ 水産物のブランド化などの推進
	④ 戦略的な水産物の輸出促進とインバウンド等への対応
16 漁港などの整備	① 漁港施設などの整備や防潮林の再生
17 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農林業の実現	① 生産性・市場性の高い産地づくりの推進
	② 農林産物の高付加価値化などの推進
	③ 放射性物質の影響を受けた産地の早期再生

主な取組内容

☆：主に政策プランと連携して取り組む項目

取組項目NO. 14 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

① 水産資源の回復と持続的利用 ☆

- 生産能力と意欲ある漁業者が規模拡大と効率化に積極的に取り組めるよう、漁場利用のルールづくりを促進するとともに、地域の生産量を維持・増大するため、漁協自営養殖を促進します。

また、経験の浅い新規就業者でも高い生産性が得られるよう、地域の模範的な漁業者の経営モデルや作業方法の「見える化」と共有を促進します。

さらに、地域の漁業関係者と企業の相互理解を前提に、養殖生産における企業との連携を促進します。

- 漁業就業者の減少に対応するため、省力化機器の積極的な導入や協業体などの組織化、作業を周年にわたり平準化するための「ワカメの後芯抜き方式」の導入などの取組を促進します。
- 秋サケの稚魚放流事業の支援やサケ回帰率向上対策を実施します。

- ・ 水産資源の持続的利用に向け、クロマグロやミズダコなどの適切な資源管理や、サクラマスなどの新たな水産資源の造成と保護培養を推進します。

また、漁業者に対して、国が示す漁獲可能量を遵守するよう指導するほか、県の地先資源の調査及び解析体制を充実し、資源管理対象魚種を増やすとともに、各魚種の資源量予測精度を向上させ、漁獲可能量による管理手法の導入を目指します。

さらに、漁業者の自主的資源管理を推進するため、漁業共済組合と連携して漁船漁業を中心に資源管理計画への参画を促進し、資源変動のリスクに備えた経営安定化策に取り組みます。

- ・ アワビなどの磯根資源の保護については、漁業取締船の性能強化による取締体制の充実を図るとともに、陸上パトロール回数を増やして、密漁防止対策を強化します。

② 経営力の高い経営体の育成 ☆

- ・ 漁業協同組合が策定した地域再生営漁計画に基づく地域漁業の「人づくり」、「場づくり」、「価値づくり」の実行を支援します。
- ・ 地域において、新規就業者に対し、熟練漁業者が生産技術や経営ノウハウを指導する体制づくりを促進します。
- ・ 養殖漁業の経営規模拡大など、漁場の効率的な利用に向けた仕組みづくりを支援します。

③ 意欲のある就業者の確保・育成 ☆

- ・ 漁業担い手を確保・育成するため、「いわて水産アカデミー（仮称）」において、漁業者に必要な技術や経営手法などの習得を支援します。
- ・ 養殖業の漁協自営や協業化などにより、漁業者見習い（漁業従事者）を周年雇用できる就業環境の整備を促進します。
- ・ 市町村と連携し、住居の確保など新規就業者に対する生活面での支援を行うとともに、漁業や就業に必要な助言・指導等を行う体制の整備など定着率の向上に取り組みます。
- ・ 空き漁場を対象とする漁業権行使や、廃業等により遊休化した漁船や資材の物件情報の収集と提供を行う地域ごとのシステム整備に取り組みます。
- ・ 女性農林漁業者による農山漁村ビジネスの新たな展開や、情報共有・相互研さんのためのネットワーク構築などの活動を支援します。

取組項目NO. 15 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

① 被災した水産加工業者に対する支援

- ・ 複数の中小企業等が一体となって、サプライチェーンの回復、地域の産業集積、商業集積機能の維持・再構築を図る場合に、当該事業に必要な施設・設備の復旧・整備を支援します。

また、産業支援機関による経営の安定化や事業計画策定等の支援を通じて、事業再開した被災地の中小企業者の販路開拓や売上向上に向けた取組を支援します。

- ・ 中小企業者の経営の安定及び事業の成長を図るため、制度融資や設備貸与等の各種金融支援を行います。

② 水産物の販路の開拓・拡大の推進 ☆

- ・ 沿岸地域の主要産業である水産加工業が抱える原材料の調達や労働力の確保といった課題に対応するため、関係機関と連携しながら相談会等による商品開発、商談会やフェア等による販路開拓、カイゼンによる生産性向上及び人材育成などに、きめ細かに取り組みます。
- ・ 市場流通や系統販売に加え、漁協や漁業者自らによる直販や自家加工など多様な販売ルー

トを確保するための取組を促進します。

- ・ 復興道路等を活用した、仙台圏や首都圏への鮮度の高い県産農林水産物の輸送を可能とする物流網の構築を促進します。
- ・ 宅配事業者が複数の産地を回って集荷等を行う「共同配送システム」の拡充や、県内と首都圏を結ぶ高速路線バス等を活用した「貨客混載物流システム」の本格実施等により、低コスト物流の構築を促進します。

③ 水産物のブランド化などの推進 ☆

- ・ 水産物の「三陸ブランド」の確立や産地市場価格の向上に向け、衛生品質管理の高度化や水産加工品コンクール、展示商談会の開催等を通じて、県産水産物やその加工品の魅力、産地の復興状況などの情報を発信します。
- ・ 県産水産物の放射性物質による風評被害を払拭し、消費者の信頼を確保するため、安全・安心に関する情報発信に取り組めます。

④ 戦略的な水産物の輸出促進とインバウンド等への対応 ☆

- ・ アジア各国や米国等への輸出拡大に向けて、国内商社と現地実需者とのネットワーク強化による販路の開拓に取り組めます。
また、各国・地域の食習慣やライフスタイル、所得水準などに対応した輸出ルートの開拓に取り組めます。
- ・ 「岩手ならでは」を求めて来県する外国人旅行客等のニーズに応える、豊かな自然環境や歴史文化、魅力ある生産者等の地域資源を活用した「食」や「体験」の充実に向けた取組を進めます。

取組項目NO. 16 漁港などの整備

① 漁港施設などの整備や防潮林の再生

- ・ 地震・津波などの自然災害に備えた防波堤・岸壁などの機能強化等に取り組めます。
- ・ 地域づくりの方向性を踏まえた海岸保全施設の復旧・整備等に取り組めます。
- ・ 津波により被災した防潮林の再生を進めるとともに、機能の早期発現に向けて、適切な保育管理に取り組めます。

取組項目NO. 17 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農林業の実現

① 生産性・市場性の高い産地づくりの推進

沿岸地域において生産性・市場性の高い園芸産地が形成されるよう、園芸品目の単収向上に向けたICTの活用やハウス団地等の整備を支援します。

② 農林産物の高付加価値化などの推進 ☆

- ・ 消費者や量販店、外食産業関係者等のニーズを収集・把握し、産地との共有を図りながら、消費者ニーズに適確に対応した、安全・安心で、品質やおいしさに優れた農林産物の生産に取り組めます。
また、マーケティングに関するセミナーの開催や商談会への参加誘導等を通じ、経営者等のスキルアップを支援します。
- ・ 生産者や商工業者等による「地域ぐるみ」の6次産業化を推進するため、農林産物を活用した発信力のある特産品開発や料理メニューの提供を促進します。

また、産直等の誘客力と販売力の強化に向け、宿泊施設や飲食店等への食材供給、通信販売・宅配サービス、レストランや体験農園等の多角的な取組を支援します。

さらに、「いわて6次産業化支援センター」のアドバイザー等を活用しながら、担い手の掘り起こしや育成に取り組み、6次産業化の裾野の拡大を図ります。

- ・ 新たな県産材需要を創出し、県産材の販路拡大を図るため、C L T製造技術など付加価値の高い製材品の研究開発、木材加工事業者と大手家具メーカー等とのマッチング支援などを進めます。
- ・ 公共施設等における県産材利用を促進するため、関係団体と連携し、県産材を活用した優良な施工事例を広くPRするとともに、建築士や建築施工技術者等の木材設計技術の向上を支援します。
- ・ 契約栽培の促進や地域商社の活用など、新たな流通の仕組みづくりを支援します。

③ 放射性物質の影響を受けた産地の早期再生

県産農林産物の放射性物質による風評被害を払拭し、消費者の信頼を確保するため、安全・安心に関する情報発信に取り組みます。

特に、原木しいたけについては、放射性物質の影響により、出荷制限が指示されている市町村があることから、簡易ハウスの整備などを支援します。

構成事業の概要と実施年度

取組項目NO. 14 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

取組項目NO. 15 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

取組項目NO. 16 漁港などの整備

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

Ⅲ なりわいの再生



2 商工業

被災地域の経済を支える中小企業などの事業再開や経営力向上に向けた取組を支援するとともに、新たなまちづくりと連動した商店街を核としたにぎわいの創出や地域の特性を生かした産業の振興を図ります。

また、沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制の強化や、地域特性を生かした科学技術や学術研究などにより地域経済の活性化を推進します。

取組項目	主な取組内容
18 中小企業などの事業再開と経営力向上に向けた支援	① 中小企業者の事業再開や経営力の強化、新たな事業活動などの取組の促進
	② 商工指導団体や金融機関などの支援機関連携による、事業承継の円滑化に向けた取組の促進
	③ 若者をはじめとする起業家や後継者の育成による経営人材の確保
	④ 企業のライフステージに対応した切れ目のない金融支援
	⑤ 市町村や商店街をはじめとする多様な主体の連携によるまちのにぎわい創出
	⑥ 商品力の向上や販路拡大に向けた取組の支援
19 産業の再生やものづくり産業などの振興	① 被災企業の事業再開の推進
	② ものづくり産業人材の育成・確保・定着
	③ 産業の一層の集積と高度化を通じた、ものづくりのグローバル拠点化の推進
	④ 地域経済に好循環をもたらす地域クラスターの拡大促進
	⑤ 企業の生産性や付加価値の向上に向けた「ものづくり革新」への対応
	⑥ 三陸の多様な資源を生かした研究開発の推進

主な取組内容

☆：主に政策プランと連携して取り組む項目

取組項目NO. 18 中小企業などの事業再開と経営力向上に向けた支援

① 中小企業者の事業再開や経営力の強化、新たな事業活動などの取組の促進 ☆

- ・ 複数の中小企業等が一体となって、サプライチェーンの回復、地域の産業集積、商業集積機能の維持・再構築を図る場合に、当該事業に必要な施設・設備の復旧・整備を支援します。

また、産業支援機関による経営の安定化や事業計画策定等の支援を通じて、事業再開した被災地の中小企業者の販路開拓や売上向上に向けた取組を支援します。

- ・ 社会経済環境の変化に的確に対応し、新分野への進出や新商品の開発など新たな事業活動に取り組むため、「経営革新計画」の策定段階から、事業実施、目標達成までを一貫して支援します。
- ・ それぞれの事業者が抱える経営課題を解決するため、経営課題解決に向けて継続的にサポートする、伴走型の支援に取り組むための体制を強化します。
- ・ 技術の高度化や新技術開発、販路開拓、資金調達など企業ニーズに応じた重層的な支援を行います。
- ・ 地域や業界が抱える課題の解決を図るため、中小企業者が相互の連携により共同して行う事業活動を促進します。
- ・ 被災地域の基幹産業である水産加工業の人材確保に向けた取組を支援します。

② 商工指導団体や金融機関などの支援機関連携による、事業承継の円滑化に向けた取組の促進

★

- ・ 中小企業者が行う事業承継に向けた準備を早期かつ計画的に進めるため、商工会、商工会議所などの商工指導団体が、金融機関等と連携して実施する事業承継診断や、経営者との対話・相談を促進します。
- ・ 中小企業者における親族や従業員等への事業承継を円滑に進めるため、商工会、商工会議所が中小企業者に密着し、事業承継計画の策定から事業承継後のフォローアップまで実施する継続的な取組を支援します。

また、後継候補者がいない中小企業者に対しては、岩手県事業引継ぎ支援センター等の関係機関とのネットワークによる相談対応や事業引受希望者とのマッチングなどの取組を促進します。

③ 若者をはじめとする起業者や後継者の育成による経営人材の確保 ★

- ・ 若者の起業マインドの醸成や、後継者の経営能力の向上を図るための取組を大学や商工指導団体等と連携して行います。
- ・ 創業支援の取組の促進するため、「産業競争力強化法」に基づく市町村の取組や、産業支援機関等で組織する「いわて起業家サポーターネットワーク会議」の活動等を通じ、支援体制を強化します。
- ・ 創業計画の策定段階から創業した後も継続して、資金面をはじめとした支援を行います。
- ・ 商工指導団体や産業支援機関と連携して地域経済の中核を担う人材を育成のための施策を展開します。
- ・ 三陸の多様な資源を生かした産業の振興が図られるよう、復興まちづくりに合わせて、若者や女性をはじめとした被災地での起業、第二創業、新事業進出等の新たなビジネスの立上げや販路開拓等の事業継続に向けた取組を支援します。

④ 企業のライフステージに対応した切れ目のない金融支援 ★

- ・ 中小企業者の経営の安定及び事業の成長を図るため、制度融資や設備貸与等の各種金融支援を行います。
- ・ 県内経済の活性化に資するため、支援機関等で構成する岩手県中小企業支援等連絡会議（いわて企業支援ネットワーク）の活動等を通じて、参加機関相互の協調体制を構築します。

- ・ 二重債務問題を抱える被災事業者に対し、これから本設移行に取り組む事業者や、支援決定を受けて事業再生を目指す事業者もあることから、引き続き事業計画の策定支援や債権買取等の支援を行います。

⑤ 市町村や商店街をはじめとする多様な主体の連携によるまちのにぎわい創出 ☆

- ・ 地域に密着した商業・サービス業者等の持続的発展を図るため、市町村や商工指導団体と連携して、付加価値の高い商品やサービスの創出、生産性の向上の取組を促進します。
- ・ 市町村、商工指導団体、商店街組織等が商店街のにぎわい創出や魅力創造に取り組むことができるよう、各種助成制度の活用を促進します。
- ・ 消費者ニーズの多様化へ対応するため、キャッシュレス化やシェアリング・エコノミーなどの仕組みの利活用を促進します。
- ・ 新たに整備された大型商業施設等を拠点としたにぎわい創出や魅力創造に、市町村、商工指導団体、商店街組織等と連携して取り組みます。

⑥ 商品力の向上や販路拡大に向けた取組の支援 ☆

- ・ 本県の食産業振興の協働体制である「FCP 岩手ブランチ」などの活動を通して、農商工連携や事業者間連携を促進します。
- ・ 岩手県産業創造アドバイザー等の専門家による助言・指導をはじめ、県内外での食の商談会や大手量販店でのフェア開催などを通じて、消費者ニーズを意識した売れる商品づくりから販路開拓まで総合的な支援を行います。
- ・ 本県の食という生活の豊かさをオールいわてで共有する県民運動を推進し、県内外への食の情報発信に取り組みます。
- ・ 沿岸地域の主要産業である水産加工業が抱える原材料の調達や労働力の確保といった課題に対応するため、関係機関と連携しながら相談会等による商品開発、商談会やフェア等による販路開拓、カイゼンによる生産性向上及び人材育成などに、きめ細かに取り組みます。
- ・ アンテナショップ（東京、大阪、福岡）をはじめ、首都圏等における物産展や展示販売会、復興支援のつながりから生まれた催事等の販売機会の確保に努め、消費者ニーズの把握や効果的な情報発信により販路の拡大を図ります。
- ・ 各支援機関や海外事務所と連携しながら、戦略策定、商談、貿易実務等への一貫した支援や、専門家による個別相談、セミナー等の開催などにより、世界の市場に挑む県内事業者を支援します。
- ・ 県内事業者の海外展開の意欲を更に高めながら、国内外の商談会・展示会への出展、バイヤー招聘等により、県産品の輸出拡大を図ります。
- ・ これまで構築した国内外の商社等ビジネスパートナーとのネットワークを活用し、取引を継続・拡大するとともに、現地ニーズに対応した商品開発等を促進します。

取組項目NO. 19 産業の再生やものづくり産業などの振興

① 被災企業の事業再開の推進

- ・ 複数の中小企業等が一体となって、サプライチェーンの回復、地域の産業集積、商業集積機能の維持・再構築を図る場合に、当該事業に必要な施設・設備の復旧・整備を支援します。
また、産業支援機関による経営の安定化や事業計画策定等の支援を通じて、事業再開した被災地の中小企業者の販路開拓や売上向上に向けた取組を支援します。

- ・ 中小企業者の経営の安定及び事業の成長を図るため、制度融資や設備貸与等の各種金融支援を行います。
- ・ 二重債務問題を抱える被災事業者に対し、これから本設移行に取り組む事業者や、支援決定を受けて事業再生を目指す事業者もあることから、引き続き事業計画の策定支援や債権買取等の支援を行います。

② ものづくり産業人材の育成・確保・定着 ☆

- ・ 小学生から高校生までの各段階に応じたものづくり教育や、地域ものづくりネットワークと連携した人材育成・キャリア教育を進めます。
- ・ 企業ニーズや成長分野の動向を踏まえ、基盤技術の高度化、三次元デジタル技術、I o T・ロボティクス・人工知能（A I）等の技術革新に対応する高度技術人材等の育成を高等教育機関等と連携して進めます。
- ・ 企業情報の発信、工場見学、インターンシップ等を通じた新卒者等の県内定着や、U・Iターンの促進により中小企業から大手企業まで、県内ものづくり産業全体の人材確保・定着を進めます。

③ 産業の一層の集積と高度化を通じた、ものづくりのグローバル拠点化の推進 ☆

- ・ 自動車関連産業については、展示商談会の開催、設備投資支援、次世代モビリティの研究開発・事業化支援等を通じて、県内における一層の産業集積を図るとともに、岩手の優れたクルマづくり技術のグローバル展開を促進し、地場企業のさらなる業容拡大・技術力向上を目指します。
- ・ 半導体関連産業については、地場企業の技術力向上等を支援し、大手誘致企業をはじめとする関連企業との協業・取引拡大につながる取組を推進するとともに、企業と大学との新技術開発に向けた支援を強化する等、世界的に拡大している半導体市場を的確に捉えた取組を推進し、中核産業としての成長力を高めます。
- ・ 本県のものづくり産業をけん引する自動車・半導体関連産業の更なる高度化・高付加価値化に資する企業の誘致に取り組みます。

④ 地域経済に好循環をもたらす地域クラスターの拡大促進 ☆

- ・ 地場企業の技術高度化や新技術開発等の取組を支援し、国内外に一定のシェアを持つ県内各地の中核的企業と地場企業群とのサプライチェーンの構築につなげ、さらには、形成した地域クラスターの拡大を促進します。
- ・ クラスタ相互の技術・人材・情報の交流や事業連携等を促進することにより、新技術・新事業の連鎖的創出等を推進し、持続的な地域経済の発展を目指します。

⑤ 企業の生産性や付加価値の向上に向けた「ものづくり革新」への対応 ☆

企業の生産性や付加価値の向上に向けて、生産現場におけるカイゼン、3 S、カラクリ等の取組を支援します。

⑥ 三陸の多様な資源を生かした研究開発の推進

- ・ 海洋関連の研究成果の活用により被災地域の産業復興を支援するため、地域の大学等と連携し、水産、水産加工、食品等に関連した研究開発とその成果の普及を推進します。
- ・ いわて海洋研究コンソーシアムをはじめ、県内のみならず、海外の研究機関との連携強化や新しい研究機能の誘致活動等を推進し、海洋分野の国際研究拠点の形成に取り組みます。

構成事業の概要と実施年度

取組項目NO. 18 中小企業などの事業再開と経営力向上に向けた支援

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

取組項目NO. 19 産業の再生やものづくり産業などの振興

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

Ⅲ なりわいの再生

3 観光

沿岸地域の観光産業の再生とともに、魅力あふれる観光地や観光産業を創造し、新たな交通ネットワークの活用などによる誘客の促進を図りながら、三陸の新たな魅力などを広く国内外へ情報発信することにより、観光立県を確立します。

取組項目	主な取組内容
20 観光資源の再生と新たな魅力の創造	① 被災した観光資源の再生
	② 「観光」で稼ぐ地域づくりの推進
	③ 質の高い旅行商品の開発・売込み
	④ 売れる観光地をつくる体制の整備促進
21 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	① 観光資源の発掘・磨き上げの推進
	② 新たな交通ネットワークの活用による誘客の促進と交流人口の拡大
	③ 「おもてなしの心」による観光立県の確立

主な取組内容

☆：主に政策プランと連携して取り組む項目

取組項目NO. 20 観光資源の再生と新たな魅力の創造

① 被災した観光資源の再生

- ・ 東日本大震災津波により被災した砂浜を始めとする観光資源の再生に取り組みます。
- ・ 東日本大震災津波により損壊した自然公園等施設の復旧・整備に取り組みます。

② 「観光」で稼ぐ地域づくりの推進 ☆

- ・ 宿泊、飲食、小売業事業者などの観光事業者をはじめ、関連する事業者への経営指導・支援を通じて、経営力の強化や生産性の向上を図ります。
- ・ 文化、スポーツ、農林水産、商工、交通、環境等の分野に携わる方々や地域住民等も参画した新たな観光ビジネスの創出を促進します。
- ・ 歴史的建造物、スポーツ・レジャー施設、農林水産業施設、商工業施設、公共交通などの交通ネットワーク、郷土食や伝統芸能などの文化、郷土史などの知識や伝統技術などを有する人材等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら観光資源としてその価値を広く発信し、活用していきます。
- ・ 地域の伝統産業をはじめとする地域産業の工房や工場などの施設見学、仕事体験、農林水産業の体験等の産業観光コンテンツの磨き上げや売込みを行うことにより、地域の産業の振興につなげます。
- ・ 高級志向の客層のニーズにも対応する宿泊等受入態勢整備に関する調査・研究を進めます。
- ・ 震災学習を中心とした教育旅行や企業研修等の誘致により、東日本大震災津波の記憶と教訓を後世につなげます。

- ・ 三陸ジオパークの取組を通じて、津波防災等の情報発信や国内外からの来訪者の受入態勢の整備、交流イベントの開催等により、交流人口の拡大を図ります。

③ 質の高い旅行商品の開発・売込み ☆

- ・ 2つの世界遺産や2つの国立公園など、「岩手ならではの」コンテンツに高品質な「食」、「宿」などを組み合わせた高付加価値の旅行商品づくりを促進します。
- ・ 三陸鉄道リアス線開通による鉄道網、復興道路整備による道路網、宮古・室蘭フェリー開設やクルーズ船寄港による海路、いわて花巻空港への国際定期便就航による空路など、「陸・海・空 新観光流動」を生かして県内をより広く周遊し、より長く滞在する旅行商品づくりを促進します。
- ・ 関連産業との連携のもと、食、文化、スポーツ、医療など、観光客の多様な目的に応じた旅行商品づくりを促進します。
- ・ 三陸防災復興プロジェクト2019の開催を契機として、三陸鉄道と三陸の食・自然・体験を組み合わせた沿岸縦断型の宿泊旅行商品や食などをテーマとした高付加価値旅行商品の造成を促進し、「観光で稼ぐ三陸」のモデルを構築します。
- ・ 宿泊、飲食、小売事業者などの観光事業者において、消費性向の高い客層に対する付加価値の高いサービスを提供するために必要なハード・ソフト両面での受入環境の整備を促進します。
- ・ 産学官が連携し、大型コンベンション等や、これに伴う沿岸地域へのエクスカージョンの誘致に取り組みます。
- ・ 本県での震災学習の意義や、震災遺構や語り部など沿岸地域の固有のコンテンツを効果的に情報発信するとともに、教育旅行や企業研修旅行の誘致拡大に取り組みます。

④ 売れる観光地をつくる体制の整備促進 ☆

- ・ 地方公共団体、観光関連事業者をはじめとする地域の多様な関係者、地域住民の参画により、地域資源を生かし、地場産業の発展や住民生活の向上にもつながる「売れる観光地づくり」を担う日本版DMOの整備を促進します。
- ・ 県や市町村、関係機関を含め幅広い機関・団体等の参画によるオール岩手の観光推進組織の活動を強化し、観光コーディネーターの設置などによる地域DMO等の観光地づくりの活動への支援や各地域の観光地づくりの取組をつないだ広域観光ルートの構築を進めます。
- ・ 沿岸地域においては、まずは着地型旅行商品づくりを担う人材の育成や、地域資源を生かした観光コンテンツ開発の支援に重点的に取り組む必要があることから、これを担う三陸DMOセンターの取組を県が中心となって推進します。

取組項目NO. 21 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組

① 観光資源の発掘・磨き上げの推進 ☆

- ・ 農林水産物や地場産品を活用した観光コンテンツの磨き上げや売込みを行うことにより、地域における観光消費と地場産品の販路拡大の両方につなげます。
- ・ 地域に根ざしたスポーツや特色ある歴史的文化財を活用した、観光コンテンツの磨き上げや売込みを行います。
- ・ 各地域の多彩な食文化、郷土芸能、農林漁家の生活体験などの地域資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや売込みを行います。

- ・ 若者に人気のあるサブカルチャーなどの観光コンテンツの磨き上げや売込みを行います。
- ・ 地域の観光産業を持続的に発展させていくため、マーケットインの視点を持ち、地域資源を生かした観光地づくりを担う人材の育成を支援します。

② 新たな交通ネットワークの活用による誘客の促進と交流人口の拡大 ☆

- ・ 三陸鉄道リアス線開通による鉄道網、復興道路整備による道路網、宮古・室蘭フェリー開設やクルーズ船寄港による海路、いわて花巻空港への国際定期便就航による空路など、「陸・海・空 新観光流動」を生かして県内をより広く周遊し、より長く滞在する旅行商品づくりを促進します。
- ・ バス、タクシー、レンタカーなどの二次交通ネットワークの充実を図り、広域観光を促進します。
- ・ 東北広域で連携したプロモーションの展開や、東北広域二次交通の充実を図るための鉄道、バスを活用した周遊フリーパスの造成支援等により、外国人観光客の東北全体への誘客を促進します。
- ・ クルーズ船の寄港拡大を図るため、クルーズ船社へのポートセールスを展開します。
- ・ クルーズ船寄港を活用した旅行商品造成を促進し、沿岸地域への誘客と消費の拡大を図ります。
- ・ いわて花巻空港への国際定期便・チャーター便を活用した県内全域を広く周遊し、長く滞在する旅行商品造成を促進します。
- ・ いわて花巻空港に国際定期便・チャーター便を就航している航空会社や、同空港への国際定期便等を利用した旅行商品を造成・販売している旅行会社と連携したプロモーションを展開することにより、本県への誘客の拡大と、国際定期便等の利用促進を一体的に進めます。
- ・ 海外との定期便就航・チャーター便などの運航拡大に向けて、官民一体となって航空会社や旅行会社へのPRなどのエアポートセールスを展開します。

③ 「おもてなしの心」による観光立県の確立 ☆

- ・ 宿泊・観光施設等におけるお客様の視点に立ったサービス向上を図るため、ホスピタリティ（おもてなしの心、接客スキルなど）を身に付けた人材の育成を支援します。
- ・ 観光客の満足度を高め、リピーターを拡大するため、県民一人ひとりが、日本一のおもてなしの心で観光客を迎え入れる機運の醸成を図ります。
- ・ ラグビーワールドカップ 2019™や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、積極的に外国人観光客を受け入れる宿泊、飲食、小売事業者などの観光事業者の拡大を図るため、多言語表示やハラル対応等の受入環境整備を支援します。

構成事業の概要と実施年度

取組項目NO. 20 観光資源の再生と新たな魅力の創造

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

取組項目NO. 21 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

IV 未来のための伝承・発信

1 事実・教訓の伝承

未曾有の大規模災害の事実や被災された方のこれまでの経験を踏まえた教訓を確実に伝承し、その教訓を防災文化の中で培っていきます。

取組項目	主な取組内容
22 教訓の伝承の仕組みづくり	① 東日本大震災津波伝承館の整備・運営
	② 高田松原津波復興祈念公園の整備
	③ 震災津波関連資料の編集、保存及び活用の促進
23 防災・復興を支えるひとつづくり	① 「いわての復興教育」の推進
	② 東日本大震災津波の教訓を踏まえた防災の担い手の育成

主な取組内容

取組項目NO. 22 教訓の伝承の仕組みづくり

① 東日本大震災津波伝承館の整備・運営

災害の歴史から学び、記憶や経験を語り継ぎ、将来に生かすため、高田松原津波復興祈念公園内に東日本大震災津波伝承館を整備し、展示及び教育・普及の事業を実施します。

また、大学、類似施設、被災地をはじめとする県内各地域等と連携し、防災文化の効率的な醸成と継承を図ります。

② 高田松原津波復興祈念公園の整備

東日本大震災津波の犠牲者を追悼・鎮魂するとともに、まちづくりと一体となって地域の賑わいを再生するため、高田松原津波復興祈念公園を整備します。

③ 震災津波関連資料の編集、保存及び活用の促進

- 東日本大震災津波の事実から県が得た教訓を確実に伝承していくため、その教訓をとりまとめ、提言として国内外に発信します。
- 県をはじめ、国、市町村、民間団体等から収集した震災津波関連資料をインターネットで検索・閲覧できるアーカイブシステム「いわて震災津波アーカイブ～希望～」の活用を促進します。

取組項目NO. 23 防災・復興を支えるひとつづくり

① 「いわての復興教育」の推進（再掲）

- 震災の経験や教訓を学校教育に生かし、岩手の復興・発展を支える子どもたちを育成するため、内陸部と沿岸部の学校間、小・中・高・特別支援学校の異校種間の交流による被災地訪問学習や、家庭・地域・関係機関と連携した取組の充実を図ります。
- 震災後の記憶の風化をはじめ、様々な社会状況の変化に対応し、復興教育を充実させるた

め、「いわての復興教育」プログラムの見直しによる副読本の改訂や、「いわて復興教育」の実践発表会の開催など、教科横断的な復興教育を推進します。

- ・ 自他の命を守る力を子どもたちに育むため、地域の状況に応じ、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、県内全ての学校で子どもたちの発達段階に応じた防災教育に取り組みます。

② 東日本大震災津波の教訓を踏まえた防災の担い手の育成

- ・ 自主防災組織の組織率向上・活性化を図るため、地域防災サポーター制度を活用した活動支援、自主防災組織のリーダー研修会や活性化研修会によるネットワーク化の促進、防災士制度を活用した中核人材の育成などの取組を推進します。
- ・ 防災意識の向上や、避難行動を促す取組を防災文化として醸成し継承していくため、小学校などでの津波防災に関する出前講座を実施します。

構成事業の概要と実施年度

取組項目NO. 22 教訓の伝承の仕組みづくり

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業
- 復興の取組として永続的に実施する事業

取組項目NO. 23 防災・復興を支えるひとづくり

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業

Ⅳ 未来のための伝承・発信

2 復興情報発信

将来にわたって復興への理解を深め、継続的な復興への参画を促進するため、復興の姿を国内外に積極的に発信していきます。

取組項目	主な取組内容
24 復興の姿の重層的な発信	① 三陸防災復興プロジェクト2019の開催
	② より良い復興に向かって進む岩手の姿の発信

主な取組内容

取組項目NO. 24 復興の姿の重層的な発信

① 三陸防災復興プロジェクト2019の開催

- 復興に取り組む姿を発信し、東日本大震災津波の風化を防ぐとともに、東日本大震災津波の記憶と教訓を伝え、国内外の防災力向上に貢献するため、三陸防災復興プロジェクト2019を開催します。
- 三陸防災復興プロジェクト2019を一過性のものとすることなく、東日本大震災津波の記憶と教訓を継続して発信していきます。

② より良い復興に向かって進む岩手の姿の発信

- 復興の取組を契機としたつながりを広げ、多様な主体の参画による復興を進めるため、フォーラムの開催や広報誌の発行等に取り組みます。
- 震災を風化させず、復興への継続的な支援につなげるため、多様な広報媒体や広報手法を活用し、「復興に取り組む岩手の姿」や「岩手の魅力」を発信します。
- 三陸地域の多様な魅力を発信するため、豊かな自然環境のほか、震災遺構や語り部など沿岸地域の固有のコンテンツを効果的に情報発信します。

構成事業の概要と実施年度

取組項目NO. 24 復興の姿の重層的な発信

次の区分ごとに事業一覧を記載する。

- 2020年度までの完了を目指し、又は2020年度までの継続を想定する事業
- 2021年度以降も当面の間継続する事業
- 復興の取組として永続的に実施する事業